

関東地域部会委員会規則

2010年12月23日施行

(目的)

第1条 一般社団法人日本社会福祉学会委員会規程第1条および一般社団法人日本社会福祉学会地域ブロック担当者委員会及び地域部会委員会規程第7条に基づき設置される関東地域部会委員会（以下「委員会」という。）は、一般社団法人日本社会福祉学会が定める諸規程に定めるところの他は、本規則によって運営する。

(事業)

第2条 委員会は、関東地域ブロックにおける下記の事業を行う。

- (1) 学術研究大会、講演会等の開催
- (2) 学術機関誌『社会福祉学評論』その他の刊行物の発行
- (3) 研究の奨励
- (4) ホームページの運営
- (5) その他

(構成)

第3条 委員会は、次の委員で構成する

- (1) 関東地域ブロック担当理事
- (2) 運営委員 10名以上
- (3) 監事 2名以内

2 委員長は、関東地域ブロック担当理事とする。

3 運営委員と監事は、委員長が理事会に推薦し、理事会の承認を得なければならない。

4 委員長は、運営委員の中から経理担当者を1名選任しなければならない。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、1年とする。

(地域ブロック総会)

第5条 関東地域ブロック総会は、関東地域ブロックに所属する会員によって構成し、年1回以上開催するものとする。

2 関東地域ブロック総会に参加した会員は、本規則第2条で定めた委員会の事業に対して意見を述べることができる。

(規則の変更)

第6条 この規則を変更するときは、関東地域ブロック総会の意見を聞いた上で、委員会の議決を経なければならない。規則を変更したときには、委員長は理事会に報告しなければならない。